

提出書類チェック表

＜変更届＞

年 月 日

(届出者)

番号	有無	名 称	備 考
1		フロン類回収業者変更届出書	様式第4(規則第53条関係) 役員の氏名欄は「別紙(記載)のとおり」でも可
2		誓約書	フロン類回収業者が法第56条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面
3		本籍地が記載された住民票の写し	フロン類回収業者が個人の場合で氏名、住所に変更があったとき。
4		役員等新旧対照表	フロン類回収業者が法人の場合で、役員の変更があったとき。
5		登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	フロン類回収業者が法人の場合で、名称及び住所、代表者の氏名、役員のいずれかの変更があったとき。
6		法定代理人の本籍地が記載された住民票の写し	フロン類回収業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合で、法定代理人の氏名又は住所に変更があったとき。
7		法定代理人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	フロン類回収業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合で、法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名のいずれかに変更があったとき。
8		フロン類回収設備の所有権又は使用权を証する書類	回収フロン類の種類、回収設備の種類に変更があったとき。 ・自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のうち、いずれかの写しが必要 ・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちいずれかの写し
9		フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類	回収フロン類の種類、回収設備の種類に変更があったとき。 以下の事項について、それを示す書類として、取扱証明書、仕様書、カタログ等の写しが必要 ○フロン類の回収設備の種類CFC用、HFC用、CFC,HFC兼用 ○回収設備の能力200g/min未満、200g/min以上

※書類は2部提出してください。そのうち1部は写しでかまいません。

※登記簿謄本、住民票の写し等は、届出日の3ヶ月前以降に発行されたものとする。

※用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。